

○学校法人樟蔭学園寄附行為

認可 大正 6 年 12 月 28 日

最近変更 令和 2 年 6 月 18 日

本学園は設立者森平蔵が我が国女子教育の不振なるに鑑み、之が向上を痛感し、完璧なる設備と教員組織とを有する女子専門の学園を建設し、将来これを女子綜合学園にまで発展せしむるの意図の下に、独力にて大正 6 年樟蔭高等女学校の建設に着手し、而して翌大正 7 年 4 月開校、高等女学校本科 1 年 200 名並びに専攻科 35 名を入学せしめたことに始まる。爾来品位ある家庭婦人の養成に努め施設経営に万全を期し校運隆昌、風格ある校風の樹立を見るに到る。次で大正 10 年専攻科を廃して高等科を設置し、又大正 15 年には高等科を廃して女子専門学校となし、昭和 22 年には学制改革に伴い高等女学校は廃されて新制中学校並びに新制高等学校と両分せられ、更に昭和 24 年 4 月には女子専門学校を母体として新制大学たる大阪樟蔭女子大学を設置するに到り、今や女子綜合学園としての完成を見ようとするに到ったのである。

本法人は設立者の精神を体し樟蔭学園の経営に当り、これが内容の充実強化に努力し、更に一段の発展を遂げねばならない。かかる目的を以て茲に学校法人樟蔭学園寄附行為を制定するものである。

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この法人は、学校法人樟蔭学園と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪府東大阪市菱屋西 4 丁目 2 番 26 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、女子教育の普及を図るため、教育基本法及び学校教育法に基づいた学校教育を行い、社会が求める高い知性と豊かな情操を兼備した人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の学校を設置する。

- (1) 大阪樟蔭女子大学

大学院
人間科学研究科
学芸学部
国文学科・国際英語学科・
心理学科・ライフプランニング学科・
化粧ファッション学科
心理学部
臨床心理学科・心理学科
児童教育学部
児童教育学科
健康栄養学部
健康栄養学科

- (2) 樟蔭高等学校 全日制普通科
- (3) 樟蔭中学校
- (4) 大阪樟蔭女子大学附属幼稚園

第3章 役員及び理事会

(役員)

第5条 この法人の役員の定数は次の通りとする。

- (1) 理事 6人以上9人以内
 - (2) 監事 2人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、理事総数（現に在任する理事及び任期満了後なおその職務を行う理事の総数をいう。以下同じ。）の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。
- 3 理事長を除く理事のうち1人を常務理事に選任することができる。選任は理事総数の過半数の議決による。常務理事の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第6条 この法人は次の方法により理事を選任する。

- (1) 財団法人樟蔭学園の設立者
なお、設立者死亡の際は設立者に縁故のある者のうちから理事会において選任された者 1人
 - (2) この法人が設置する学校の校長（学長及び園長を含む。以下同じ。）のうちから理事会において選任された者 1人又は2人
 - (3) 評議員のうちから評議員会の意見を聴いて理事会において選任された者 2人以上4人以内
 - (4) 学識経験者及び学園功労者のうちから、第1号の理事の意見を考慮し且つ、評議員会の意見を聴き、理事会において選任された者 2人
- 2 第1項第2号及び第3号による理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の

職を失うものとする。

- 3 第1項第4号の理事はその選任時において、現にこの法人の役員又は職員（この法人の設置する学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）でないことを要する。また当該理事が再任される場合において、その最初の選任の際現にこの法人の役員又は職員でなかったときには、その再任の際においても現にこの法人の役員又は職員でない者とみなすものとする。

（監事の選任）

- 第7条** 監事は、この法人の理事、職員（学長（校長）、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。
- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

（役員の任期）

- 第8条** 役員（第6条第1項第1号前段及び2号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、4年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。
- 2 役員は、再任されることができる。
 - 3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長又は常務理事にあっては、その職務を含む。）を行う。

（役員の補充）

- 第9条** 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超えるものが欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

（役員の解任及び退任）

- 第10条** 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聴き、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、出席理事の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。
- (1) 法令の規定又はこの寄附行為に違反したとき。
 - (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
 - (3) 職務上の義務に違反したとき。
 - (4) 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。
- 2 役員は次の事由によって退任する。
 - (1) 任期の満了
 - (2) 辞任
 - (3) 死亡
 - (4) 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長の職務)

第 11 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(常務理事の職務)

第 12 条 常務理事は、理事長を補佐し、理事会の決議に従い業務を処理する。

(理事の代表権の制限)

第 13 条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第 14 条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長のあらかじめ指名した理事が、理事長の職務を代理し、又は職務を行う。又、その指名がないときはこの法人の理事としての在任期間を通算し、その期間の最も長い理事をもって充てることができるものとする。

(監事の職務)

第 15 条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (4) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出すること。
 - (5) 第 1 号から第 3 号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。
 - (6) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。
 - (7) この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。
- 2 前項第 6 号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。
- 3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(責任の免除)

第16条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第17条 理事（理事長、常務理事、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(理事会)

第18条 この法人に理事を以って組織する理事会を置く。

- 2 理事会は、この法人の業務を決定し、理事の職務の執行を監督する。
- 3 理事会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、理事総数の 3 分の 2 以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 7 日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の 7 日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。
- 8 理事長が第 4 項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。
- 9 第 15 条第 2 項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。
- 10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第 13 項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めのある場合を除いては、出席理事の過半数で決する。議決には議長たる理事も加わることができるものとする。また、可

否同数のときは議長の決するところによる。

- 13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(業務の決定の委任)

第19条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であつて、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第20条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。
- 3 利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第4章 評議員会

(評議員会)

第21条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、24人以上30人以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の7日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、前項及び本項本文の規定にかかわらず、相当と認める方法で通知することができる。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。

- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできない。

(議事録)

第22条 第20条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第23条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- (1) 予算及び事業計画
- (2) 事業に関する中期的な計画
- (3) 借入金（当該年度内の収入を以って償還する一時借入金を除く。）及び、基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分に関する事項
- (4) 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- (5) 寄附行為の変更
- (6) 合併
- (7) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (8) その他この法人業務に関する重要な事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第24条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第25条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長
 - (2) この法人の設置する大学の学長及び副学長、高等学校長、中学校長及び幼稚園長
 - (3) この法人の役員及び職員のうちから選ばれた者 9人以上11人以内
 - (4) この法人の設置する学校の卒業生で年齢25年以上の者のうちから選ばれた者 4人以上6人以内
ただし、現にこの法人の職員でないことを要する。
 - (5) この法人の建学の理念に理解のある学識経験者 4人以上6人以内
- 2 前項第1号から第3号までの規定により評議員となるものの合計は評議員総数の3分の2を超えてはならない。
- 3 第1項第3号から第5号までの規定による評議員は、理事会において選任する。

(任期)

第26条 評議員の任期は、前条第1項第1号及び第2号の評議員を除き4年とする。ただし、補欠によって選任された者の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

3 評議員は、その任期満了後においても、後任者が選任されるまでその職務を行う。

4 前条第1項第1号及び第2号の評議員が、それぞれその職を退いたとき、及び第3号の評議員がこの法人の役員又は職員の職を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(評議員の解任及び退任)

第27条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員会の意見を聴き、理事会において理事総数の3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

(2) この法人の評議員たるにふさわしくない非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

(1) 任期の満了

(2) 辞任

(3) 死亡

第5章 資産及び会計

(資産)

第28条 この法人の資産は、財産目録記載の通りとする。

(資産の区分)

第29条 この法人の財産は、これを分けて基本財産、運用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。

4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産、運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第30条 基本財産中の不動産及び重要なものは、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金の保管)

第31条 運用財産中の積立金は、安全かつ確実なる有価証券とし、又は確実なる銀行に預

託して保管するものとする。

(会計)

第 32 条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算、事業計画及び事業に関する中期的な計画)

第 33 条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

2 この法人の事業に関する中期的な計画は、3 年以上 5 年以内において理事会で定める期間ごとに、理事長が編成し、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第 34 条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄しようとするときは、理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第 35 条 この法人の決算は、毎会計年度終了後 2 月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第 36 条 この法人は、毎会計年度終了後 2 月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為を各事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除いて、同項の閲覧をさせることができる。

(情報の公表)

第 37 条 この法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、インターネットの利用により、当該各号に定める事項を公表しなければならない。

(1) 寄附行為若しくは寄附行為変更の認可を受けたとき、又は寄附行為変更の届出をし

たとき 寄附行為の内容

- (2) 監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容
- (3) 財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）を作成したとき これらの書類の内容
- (4) 役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準

（役員の報酬）

第 38 条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

（資産総額の変更登記）

第 39 条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後 3 月以内に登記しなければならない。

（会計年度）

第 40 条 この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日を以って終る。

第 6 章 解散及び合併

（解散）

第 41 条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の 3 分の 2 以上の議決及び評議員会の議決
 - (2) この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の 3 分の 2 以上の議決
 - (3) 合併
 - (4) 破産手続き開始の決定
 - (5) 文部科学大臣の解散命令
- 2 前項第 1 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認可を、同項第 2 号に掲げる事由による解散にあつては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

（残余財産の帰属者）

第 42 条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の 3 分の 2 以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

（合併）

第 43 条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

- 第44条** この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。
- 2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

- 第45条** この法人は、第36条第2項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。
- (1) 役員及び評議員の履歴書
 - (2) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
 - (3) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

- 第46条** この法人の公告は、事務所々在地の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

- 第47条** この寄附行為の施行についての細則は、理事会において別にこれを定める。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和24年2月25日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和26年3月1日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（昭和61年12月23日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成2年12月21日）から施行する。

附 則

この寄附行為の記載事項の変更は、私立学校法附則（昭和50年7月11日法律61号）第4条により文部大臣の認可を受けることを要しないため、理事会決議の日（平成12年1月27日）から掲載する。

附 則

この寄附行為は、文部大臣の認可の日（平成12年5月24日）から施行する。

附 則

- 1 平成 12 年 12 月 21 日文部大臣認可のこの寄附行為は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

(樟蔭女子短期大学の名称の存続に関する経過措置)

- 2 樟蔭女子短期大学の名称は、改正後の寄附行為第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 13 年 3 月 31 日に当該短期大学に在学する学生が当該短期大学に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 平成 13 年 12 月 21 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪樟蔭女子大学学芸学部食物学科存続に関する経過措置)

- 2 大阪樟蔭女子大学学芸学部食物学科は、改正後の寄附行為第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 14 年 3 月 31 日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 15 年 3 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 15 年 5 月 30 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 15 年 11 月 27 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 16 年 5 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 17 年 3 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 17 年 3 月 31 日理事会決議により変更の本寄附行為は、文部科学大臣認可の平成 17 年 6 月 22 日から施行する。

附 則

平成 18 年 3 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 21 年 3 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 21 年 3 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、文部科学大臣認可の平成 21 年 8 月 18 日から施行する。

附 則

- 1 平成 22 年 3 月 31 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪樟蔭女子大学学芸学部食物栄養学科存続に関する経過措置)

- 2 大阪樟蔭女子大学学芸学部食物栄養学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 22 年 3 月 31 日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 22 年 5 月 28 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 22 年 5 月 28 日から施行する。

附 則

平成 23 年 3 月 25 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 24 年 3 月 26 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 25 年 3 月 25 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(大阪樟蔭女子大学心理学部発達教育心理学科存続に関する経過措置)

- 2 大阪樟蔭女子大学心理学部発達教育心理学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 25 年 3 月 31 日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 25 年 3 月 25 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、文部科学大臣認可の平成 25 年 7 月 4 日から施行する。

附 則

平成 26 年 3 月 26 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 27 年 3 月 26 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 28 年 3 月 25 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 大阪樟蔭女子大学学芸学部被服学科は、改正後の寄附行為第 4 条第 1 号の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成 29 年 3 月 28 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 29 年 4 月 1 日から施

行する。

附 則

平成 30 年 3 月 29 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

平成 31 年 3 月 28 日理事会決議による変更のこの寄附行為は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

令和 2 年 3 月 18 日文部科学大臣認可のこの寄附行為は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（令和 2 年 6 月 18 日）から施行する。